

防地労（防）第324号
令和4年8月26日

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
理事長 廣瀬 行成 殿

防衛大臣 浜田 靖一
(公 印 省 略)

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の令和3事業年度における業務の実績に関する評価の結果について（通知）

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の11第6項の規定により、別添のとおり通知します。

添付書類：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の令和3事業年度における業務の実績に関する評価の結果

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の
令和3事業年度における業務の実績に関する評価の結果

令和4年8月26日
防 衛 省

年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	
評価対象事業 年度	年度評価	令和3年度
	効率化評価期間	令和2～令和6年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		防衛大臣	
法人所管部局	地方協力局	担当課、責任者	労務管理課 掛水 雅俊
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	企画評価課 山口 剛

3. 評価の実施に関する事項
<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）から提出のあった自己評価を基礎として評価を行った。 また、機構の実情を踏まえた評価に資するため、理事長ほか役員ヒアリングを以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：令和4年7月25日（月） ・場 所：機構本部会議室 ・相手方：理事長 廣瀬行成、理事 水田裕滋、理事 笹崎和男、監事 井村和夫、監事 菱山園子 ・聴取者：地方協力局次長 田中利則 地方協力局労務管理課 労務管理課長 掛水雅俊 ほか

4. その他評価に関する重要事項

年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体として所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 効率化評価期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	B		
評価に至った理由	項目別評価は、20項目のうち、B評価が19項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の評価を引き下げる事象もなかったため、B評価とした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務、給与の支給に関する業務及び福利厚生の実施に関する業務並びに業務の効率化・組織改編及び調達等合理化の取組について、理事長のリーダーシップの下、的確に遂行している。また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画どおり順調な組織運営を行っている。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	なし
その他特記事項	なし

年度評価 項目別評定総括表様式

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務	B	B	B	B	B	1-1	
駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務	B	B	B	B	B	1-2	
駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務	B	B	B	B	B	1-3	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務の効率化・組織改編（業務の効率化）	B	B	B	B	B	2-1-1	
業務の効率化・組織改編（機構運営関係費の縮減状況）		B	B	B	B	2-1-2	
業務の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）	B	B	B	B	B	2-1-3	
調達等合理化の取組の推進	B	B	B	B	B	2-2	

年度目標 (事業計画)	年度評価					項目別 調書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度		
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	B	3-1	
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	3-2	
IV. その他の事項							
人事に関する計画（人員の適正な配置）	B	B	B	B	B	4-1-1	
人事に関する計画（研修計画）	B	B	B	B	B	4-1-2	
人事に関する計画（職場環境の整備）		B	B	B	B	4-1-3	
人事に関する計画（女性職員の採用及び登用の積極的な推進）		B	B	B	B	4-1-4	
積立金の使途	B	B	B	B	B	4-2	
給与水準の適正化等	B	B	B	B	B	4-3	
機構の広報活動	B	B	B	B	B	4-4	
保有資産に係る措置	B	B	B	B	B	4-5	
法人間共同調達の検討	B						
内部統制の推進	B	B	B	B	B	4-6	
情報セキュリティ対策の推進	B	B	A	A	B	4-7	
情報公開・個人情報保護	B	B	B	B	B	4-8	

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項)様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-1	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第10条第1項第1号
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー番号: 令和2年度-326

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
紹介率	90%以上	90%以上	93.3%	90.4%	90.3%	93.5%	90.8%	予算額(千円)	602,162
								決算額(千円)	612,098
								経常費用(千円)	690,211
								経常利益(千円)	△8,493
								行政サービス実施コスト(千円)	656,860
								行政コスト(千円)	912,345
								従事人員数	65

注1) 予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号。以下「機構法」という。)第10条第1項第1号に規定する駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務(同項第4号に規定する	駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施に関する業務(在日米軍からの労務要求書の受理、募集及び人事措置通知書の交付等)を円滑かつ確実に実施する。 在日米軍からの労務要求に対し、労務	<主な指標> ・労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率: 90%以上 ・労務管理業務の実施状況 <その他の指標> ・募集の周知活動におけるメディア等の活用	<主要な業務実績> メディア等を活用し、募集の周知活動に努めた結果、令和3年度の紹介率は90.8%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。 次のとおり、メディア等を活用し、効果的な募集の促進を図った。 ①ポスター	<評定と根拠> 評定: B ・労務管理業務を円滑かつ確実に実施するとともに、駐留軍等労働者の募集については、インターネット求人サイト及びTwitter等メディアの	評定 B <評定に至った理由> 労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率は、90.8%となり、紹介率90%以上を維持するとした年度目標・事業計画を達成した。 前年度に引き続き、募集ポスターの掲示やパンフレットの配布等を行い、また新たにメディア等を活用した。 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材を確保するため、大学等訪問や企業説明会に	

附帯業務を含む。)について、円滑かつ確実に実施すること。

特に、募集については、機構が在日米軍からの労務要求を受けて、ホームページや公共職業安定所(ハローワーク)等を活用して応募者を募り、その中から資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する方法を採っている。在日米軍からの労務要求に速やかに対応するため、在日米軍から提出された労務要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介すること。

あわせて、募集の周知活動に努めるとともに、応募者に対するアンケート調査を継続すること。

また、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要がある場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施すること。

要求書受理後1箇月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、以下の措置を講ずることにより、90%以上の維持に努める。

ア ポスターを作成し、公共職業安定所、学校及び主要駅等に掲示する。(令和3年度ポスター作成予定枚数:15,130枚)

イ パンフレットを作成し、地方公共団体及び学校等に配布するとともに、採用希望者への説明に活用する。(令和3年度パンフレット作成予定部数:22,400部)

ウ インターネット求人サイト等のメディアを活用する。

エ 在日米軍が求める高度な技術力を有する優秀な人材確保のため、大学等の訪問や企業説明会への参加を推進する。

オ 応募者に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえ、より効果的な募集施策を検討及び実施するとともに、引き続きアンケート調査を実施する。

また、駐留軍等労働者の雇用の継続に資するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置

・大学等訪問や企業説明会への参加状況
・アンケート調査の結果を踏まえた募集施策の検討・実施

〈評価の視点〉

・事業計画の目標である90%以上を維持しているかどうか
・メディア等の活用により募集体制の強化を図っているか
・大学等訪問や企業説明会などの募集体制の強化を図っているか
・アンケート調査の結果を踏まえた募集施策の検討・実施をしているか

令和3年度も、引き続きポスターを地方公共団体、公共職業安定所(ハローワーク)、学校等へ配布するとともに、駅、郵便局等に掲示した。また、各支部(京丹後支部を除く。)では、コンビニ等の商業施設への掲示を拡大した。

②パンフレット

令和3年度も、引き続きパンフレットを地方公共団体、公共職業安定所(ハローワーク)、学校等へ配布するとともに、郵便局へ配置した。また、大学、専門学校等での募集の周知活動及び企業説明会において活用するとともに各支部(京丹後支部及び岩国支部を除く。)では、コンビニ等の商業施設への配置を拡大した。さらに、横田支部、座間支部及び岩国支部では高速道路サービスエリアに配置した。

③広報誌

令和3年度も、引き続き本部ではエルモ広報誌へ、三沢支部及び沖縄支部では地方公共団体広報誌へ、各支部(京丹後支部を除く。)では地方防衛局広報誌へ募集情報を掲載した。

④各種イベント

座間支部及び佐世保支部では、日米交流イベントに参加し、パンフレット等を配布することで、周知活動を実施した。

効果的な活用、大学等訪問及び企業説明会への参加推進、アンケート結果を踏まえた効果的な施策の検討・実施等、様々な取組により、募集の周知活動の強化に努めた結果、令和3年度の紹介率は90.8%となり、事業計画に定める90%以上の維持を達成した。

積極的に参加した。

また、アンケート結果を踏まえ、より効果的な募集活動に努めた。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定とした。

法（平成19年法律第67号）第16条に規定する技能教育訓練を実施する必要が生じた場合には、防衛省と連携し、円滑かつ確実に実施する。

⑤インターネット求人サイト

令和3年度も、引き続き本部及び各支部（京丹後支部を除く。）において、インターネット求人サイトへ募集情報を掲載した。

⑥SNS

令和3年度から、本部及び各支部（京丹後支部を除く。）において、求人募集、企業説明会等への参加に係る情報を発信した。

・大学等訪問及び企業説明会では、在日米軍と支部が協力して駐留軍等労働者の仕事内容、職場環境の案内及び募集手続に関する説明を実施した。

・令和2年度アンケートの結果については、以下のとおり。（回答者数：3,960人）

・項目

①ポスターを支部以外で見た

②パンフレットを支部以外で見た

③在日米軍従業員の募集をどのように知りましたか（事前募集を何で知ったか）

④仕事探しをする際は何を利用するか

・各支部（沖縄支部を除く）

①公共の施設（第1位）
22.47%

②公共の施設（第1位）
26.43%

③家族・友人等（第1位）

- 22.56%
- ④インターネットの求人
サイト（第1位）
34.49%
- ・沖縄支部
- ①公共の施設（第1位）
37.56%
- ②公共の施設（第1位）
24.95%
- ③家族・友人等（第1位）
34.66%
- ④インターネットの求人
サイト（第1位）
44.16%

【令和2年度アンケート
結果①～③】

「ポスター又はパンフレットをどこで見ましたか」との問いに対して、「公共の施設」との回答が最も多かったことから、地域住民が多く集まる場所へのポスターの掲示及びパンフレットの配布が効果的であり、その中でも公共職業安定所（ハローワーク）で見たと答えた人が多いことがわかった。

また、「駐留軍等労働者の募集をどのようにして知ったか」との問いに対して、「家族・友人等」を介して知ったとの回答が最も多かったことから、従来から継続的に取り組んでいる公共職業安定所（ハローワーク）へのポスター等の配布等に加え、地域住民が多く集まる場所への掲示及びパンフレットの配布が効果

		<p>的であると考えた。</p> <p>米軍基地近隣の地方公共団体に配布される地方防衛局広報誌についても、令和3年度も、引き続き各支部（京丹後支部を除く。）で調整を行い掲載することができた。</p> <p>【令和2年度アンケート結果④】</p> <p>「仕事探しをする際は何を利用するか」との問いに対して、「インターネットの求人サイト」との回答が最も多かったことから、インターネット求人サイトの活用がより効果的と考えた。このため、令和3年度は、本部及び各支部（京丹後支部を除く。）において、インターネット求人サイトの募集広告掲載回数を更に増やした。また、インターネットを介して求人情報の発信をすることが効果的であると考え、新たに、求人情報専用のTwitterアカウントを開設し、募集情報等の発信を開始した。</p>		
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-2	駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
									予算額（千円）	777,566	783,859	847,055	907,264	824,471
									決算額（千円）	753,435	758,450	815,479	861,108	839,396
									経常費用（千円）	833,875	849,800	904,734	862,643	910,630
									経常利益（千円）	26,603	26,305	42,780	47,787	△9,572
									行政サービス実施コスト（千円）	787,258	874,793			
									行政コスト（千円）			1,101,092	863,439	911,157
									従事人員数	149	149	149	149	149

注1) 予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
機構法第10条第1項第2号に規定する駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。 また、機構では、駐留軍等労働者の給	駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務（給与、旅費に係る計算及び書類作成等）を円滑かつ確実に実施する。 防衛省の行政施策の企画立案に資するため、防衛省からの求めに応じ、「駐留軍等労働者給与等実態	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、防衛省への提示状況 給与業務の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の支給に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 旧格差給等受給者の推移に係るデータ等、定期的に報告を求められている調査については、所定の期日までに、防衛省に提示した。また、防衛省が突発的に求める労働問題、制度改革等の調査については、防衛省が求めた期日までに提示した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛省からの依頼どおり調査を実施し、令和3年度は56件の給与に係る調査を行い、提示したことにより、行政施策の企画立案に資するこ 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>給与に係る調査等については、行政施策の企画立案を行う上で調査が必要となる課題について、当省からの依頼に対し、56件の調査等を行い、資料提示がなされた。</p> <p>毎年4月1日現在の駐留軍等労働者の給与等の実態を把握することを目的として、給与のほか勤務場所、職種、年齢等を調査し、基本給表別・等級別・年齢別等の平均給与月額や平均手当月額等を内容とする「駐留軍等労働者給与等実態調査報</p>	

<p>与等の計算業務を通じて、これまでの支払額等の情報を蓄積していることから、防衛省からの求めに応じ、行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示すること。</p>	<p>調査」等の駐留軍等労働者の給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、防衛省に提示する。</p>	<p>・給与に係る調査及び分析並びに改善案の作成、国への提示が着実に進められたかどうか</p>	<p>・給与業務の実施に当たっては、地方防衛局・地方防衛事務所、在日米軍の現地部隊及び関係機関と日々調整を行いながら、国内法令、労務提供契約等に基づき、適正かつ迅速に事務手続を行った。また、四手当随時確認及び年末調整は、特定の時期に多くの駐留軍等労働者が支部窓口に集中することから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、接触機会を極力減らすことを目的として、郵送や提出BOXの積極的な活用等について協力をお願いした。</p>	<p>とができた。 ・駐留軍等労働者の給与業務については、在日米軍から提出された、就業記録に基づく給与計算及び旅行許可証に基づく旅費計算の実施、四手当随時確認の実施、各種証明書の発行、年末調整など、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。</p>	<p>告書」を作成し、当省及び関係機関等へ提示した。 また、駐留軍等労働者の給与の支給に関する業務については、月例給与、夏季手当及び年末手当について、延べ約37万人分の計算及び書類作成を、旅費について約4,000件の計算及び書類作成を迅速かつ正確に実施した。そのほか、約37,000件に及ぶ諸手当の届出受理・審査や随時確認を行い、約1,800件の給与証明等の発行手続を適切に実施した。 以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定とした。</p>
--	---	---	---	--	---

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
1-3	駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	—
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
満足度	90%以上	90%以上	96.5%	96.5%	97.3%	96.6%	97.4%		予算額（千円）	1,145,453	1,134,429	1,219,894	1,237,123	1,221,724
									決算額（千円）	1,121,806	1,117,109	1,194,043	1,244,052	1,201,923
									経常費用（千円）	1,202,936	1,198,548	1,300,937	1,217,758	1,271,231
									経常利益（千円）	24,024	31,263	32,652	4,708	31,007
									行政サービス実施コスト（千円）	1,156,460	1,223,673			
									行政コスト（千円）			1,573,383	1,218,632	1,271,873
									従事人員数	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む	1-2に含む

注1）予算額、決算額は支出額を記載、人件費については共通経費部分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
機構法第10条第1項第3号に規定する駐留軍等労働者への福利厚生の実施に関する業務（同項第4号に規定する附帯業務を含む。）について、円滑かつ確実に実施すること。 ・特に、50歳を超えた駐留軍等労働者	駐留軍等労働者の福利厚生の実施に関する業務（制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給、社会保険の手續及び定	〈主な指標〉 ・退職準備研修における受講者の満足度：90%以上 ・福利厚生業務の実施状況 〈その他の指標〉 ・「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対す	〈主要な業務実績〉 ・退職準備研修について、7支部において延べ18回開催し、計557人が受講した。 受講後のアンケートでは、回答のあった544人のうち、530人、97.4%の受講者から「満足している」又は「まあまあ満足している」とい	〈評定と根拠〉 評定：B ・退職準備研修については、受講者の意見等を踏まえ、効果的な研修となるよう研修計画を作成し、実施した結果、満足度は97.4%であ	評定 B 〈評定に至った理由〉 福利厚生業務の実施については、制服及び保護衣の購入・貸与、退職準備研修の実施、成人病予防健康診断の実施、心の健康に係る相談、業務災害を受けた者等への特別援護金の支給など、当省、在日米軍及び関係機関と連携して、国内法令、労務提供契約等に基づき適正かつ迅速に実施した。 退職準備研修については、前年度までのアンケート調査結果を踏まえて年間研修計画を作成し、効果的な研修となるよう種々の工夫を行い、7支	

に対し、退職後の生活に必要な知識を提供することにより不安なく退職後の生活への円滑な移行を図り、もって駐留軍等労働者の士気を向上させるとともに安定的な労務管理に寄与することを目的として実施している退職準備研修については、受講者に対するアンケート調査の結果を踏まえた研修計画を作成し、効果的な研修を実施すること。また、アンケート調査を継続すること。

さらに、防衛省が策定した「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、所要の対策を行うこと。

期健康診断・ストレスチェック・永年勤続表彰の計画及び実施支援、基地内臨時窓口業務等）を円滑かつ確実に実施する。
・退職準備研修について、過去の受講者に対するアンケート調査結果の分析・検証を行った上で年間の研修計画を作成し、効果的な実施を図ることにより、アンケート調査結果の満足度が90%以上となるよう努める。

さらに、防衛省が策定した「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知を行うとともに、採用パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介等を行う。

る行動計画」に基づく所要の対策状況

<評価の視点>

・福利厚生の実施に関する業務を円滑かつ確実に実施しているか
・事業計画の目標である満足度90%以上を達成しているかどうか
・「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づく所要の対策がとられているか

う回答を得た。

令和3年度においては、前年度までのアンケート調査結果を踏まえて年間研修計画を策定するとともに、より効果的な研修となるよう、①外部講師との綿密な事前調整の実施、②日本語が不得手な受講者のための英語版テキストの作成、③受講者に対する声かけによる理解の促進等、きめ細やかな工夫を行った。

また、実施にあたっては、分散実施やより広い会場への変更のほか、会場での検温実施、ソーシャルディスタンスの確保など十分な新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じた。

・その他、制服及び保護衣の購入・貸与、成人病予防健康診断の実施、心の健康及び職場生活に係る相談対応、業務災害を受けた者等への特別援助金の支給、社会保険の手続の実施、永年勤続表彰等の計画及び実施支援などについて、防衛省、在日米軍及び関係機関と連携を図りつつ、円滑かつ確実に実施した。

・防衛省及び在日米軍により策定された「次世代育成支援・女性活躍推進のための在日米軍従業員に対する行動計画」に基づき、働きながら子育て・介護のしやすい職場環境作り及び仕事と生活と

り、事業計画に定める90%以上を達成した。その他の福利厚生業務についても円滑かつ確実に実施した。

・駐留軍等労働者に対し、育児・介護制度の周知を行うとともに、募集案内用パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介等を行った。

部において延べ18回実施した結果、受講者の満足度は、97.4%となり、年度目標・事業計画による90%以上を達成した。

働きながら子育て・介護のしやすい職場環境作り及び仕事と生活との調和の実現に向けた取組を一層進めていくための様々な制度等の内容を駐留軍等労働者に周知するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック（日本語版及び英語版）」を作成し、駐留軍等労働者へ配布するとともに、ホームページでも閲覧できるよう掲載した。

また、女性の活躍推進に向けて、パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介を行った。

以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定とした。

			<p>の調和の実現に向けた取組を一層進めていくための様々な制度等の内容を駐留軍等労働者に周知するため、「在日米軍従業員のための仕事と家庭の両立支援ハンドブック（日本語版及び英語版）」を作成し、駐留軍等労働者へ配布するとともに、ホームページでも閲覧できるよう掲載した。</p> <p>また、女性の活躍推進に向けて、パンフレット等を活用し、駐留軍等労働者として活躍する女性の事例紹介を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-1	業務の効率化・組織改編（業務の効率化）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めること。	業務の効率化については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進める。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フロー・コスト分析結果を踏まえた業務改善策の取組状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた業務改善策を着実に進めているかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月22日の第190回官民競争入札等監視委員会における業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、3つの業務改善策（①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化）を実施した。 <p>【3つの業務改善策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①係別の業務量の平準化 超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、次のとおり実施した。 係別の業務量の平準化については、超過勤務時間数を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。 既存システムの有効活用（既存のシステムデータの連携による更なる活用を目的とする操作講習会を実施し、職員の技能向上を図った。また、EUC講習会を開催し、職員の技能向上を図るとともに、EUCを一部整理し、管理の改善及び利便性の向上を図った。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フロー・コスト分析の結果を踏まえた3つの改善策について、①係別の業務量の平準化、②既存システムの有効活用、③窓口対応及び電話対応の効率化の取組を行った。 ①については、超過勤務時間を指標として、個人別・係別に把握・分析し、業務分担の見直し及び繁忙期における他の係からの支援など、業務量の平準化を実施した。 ②については、既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用を目的とする操作講習会を実施し、職員の技能向上を図った。また、EUC講習会を開催し、職員の技能向上を図るとともに、EUCを一部整理し、管理の改善及び利便性の向上を図った。 ③については、窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、随時、ホームページに追加掲載した。 <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

				<p>②既存システムの有効活用（既存のシステムデータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用） EUC講習会について、より効果的な内容となるよう支部のニーズを把握し、各支部（京丹後支部を除く。）の受講者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、オンライン受講形式（初級編）により開催し、職員の技能向上を図った。また、EUCを一部整理するとともに、共有化したEUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。</p> <p>③窓口対応及び電話対応の効率化（一般的な対応をホームページに掲載） 窓口対応及び電話対応の効率化を図るため、各支部における駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、随時、追加掲載した。</p>	<p>ータとアプリケーションソフトウェアの連携による更なる活用）に係るEUC操作講習会については、各支部（京丹後支部を除く。）に対し、オンライン受講形式により開催した。また、EUCを一部整理するとともに、共有化したEUCの管理の改善及び利便性の向上を図った。</p> <p>窓口対応及び電話対応の効率化（一般的な対応をホームページに掲載）については、駐留軍等労働者からの問合せ内容をQ&A方式にまとめ、随時、ホームページに掲載した。</p>	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-2	業務の効率化・組織改編（機構運営関係費の縮減状況）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
縮減率	3%	3%	3.1%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
機構運営関係費（人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。）については、令和2年度を基準として3%の縮減を図ること。	機構運営関係費（人件費、事務室等借料及び特殊要因を除く。）については、令和2年度を基準として3%の縮減を図る。また、物件費については、計画的・効率的に執行し、経費節減の余地がないかについて自己評価を毎四半期に行った上で、適切な見直しを行う。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構運営関係費の縮減状況（令和2年度を基準とした縮減割合） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 物件費の自己評価の実施及び適切な見直しの実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 目標・計画による物件費の抑制が図られたかどうか 経費の抑制に向けた自己評価等の取組が行われたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、各種経費の計画的・効率的執行と併せ、地道な節約努力により、機構運営関係費で令和2年度を基準として3.0%の縮減を達成した。 令和3年度は、物件費の見直しに当たり、経費節減への取組について本部内及び各支部に周知したほか、計画・進捗状況について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行ったところ、不適正な経費の執行は見当たらなかった。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>機構運営関係費について、毎四半期に予算の執行状況の確認を行い、自己評価を実施するとともに、経費節減の取組を実施し、令和2年度を基準として3.0%の縮減となり、事業計画に定める縮減率（3%）を達成した。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>機構運営関係費の縮減については、物件費において各種経費の計画的・効率的執行と併せ、節約努力により、機構運営関係費で令和2年度を基準として3.0%の縮減となり、年度目標・事業計画に定める縮減率3%を達成した。</p> <p>また、物件費について、毎四半期の予算の執行状況について自己評価を行い、不適正な経費の執行がないことを確認した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評価とした。</p>	

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-1-3	業務の効率化・組織改編（システムの安定的な稼働の確保等）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
システムの安定的な稼働の確保	安定的な稼働の確保	99.9%以上	100%	100%	99.9%以上	99.9%以上	99.9%以上	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構では、駐留軍等労働者の労務管理等業務の効率化、駐留軍等労働者へのサービス向上等を図るため、総合的な電算処理システムとして在日米軍従業員管理システム等を開発し運用しているところ、当該システム等の安定的な稼働を確保すること。</p> <p>あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、次期システムの在り方について、外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を取りまとめる。</p>	<p>在日米軍従業員管理システム等について、運用管理・保守体制を維持し、安定的な稼働（システム稼働率：99.9%以上）を確保する。</p> <p>あわせて、業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、次期システムの在り方について、外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を取りまとめる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> システムの安定的な稼働（システム稼働率99.9%以上）の確保 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 次期システムの在り方の検討状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画に掲げるシステム稼働率が99.9%以上確保できているか 在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて外部有識者の助言を踏まえ、引き続き検討を行い、結果を取りまとめているか。 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働を確保するために、システム全体の稼働状況を的確に把握しながら、その運用管理・保守体制を維持した結果、システム稼働率は99.9%以上を確保した。 <p>令和3年度においては、システムの安定的な稼働を確保するため、引き続き次の取組を行った。</p> <p>①データベースサーバ等のハードウェアが安定かつ良好な動作状態にあるか、ネットワークが正常に稼働しているかなどシステム全体の稼働状態について、</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> システムの安定的な稼働を確保するため、様々な対応を図ることにより、令和3年4月から令和4年3月末までのシステム稼働率は99.9%以上となった。 次期システムの在り方について、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施し「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチー 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>在日米軍従業員管理システム等の安定的な稼働の確保については、運用管理及び保守体制を維持したことにより、令和3年4月から令和4年3月末までの間、事業計画で掲げたシステム稼働率99.9%以上を達成し安定的な稼働を確保した。</p> <p>また、「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置し、外部有識者の助言を踏まえ、次期システムの在り方について昨年度に引き続き検討を行った。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

引き続き検討を行い、結果を取りまとめること。

良好な動作環境を保持できるよう総合的な監視等を行った。

②システムの不具合等が生じた場合であっても、できる限り速やかに解消できるようあらかじめシステムの運用予定時間等を把握し、サポート体制を柔軟に設定する等、システムの運用管理体制を弾力的に運用した。また、ネットワーク構成上の不具合に対しては、システムの運用管理事業者及び保守事業者と連携し、適切に対応した。

③ソフトウェア更新時のシステムへの影響の有無等を事前に検証するとともに、アクセス権限の随時見直しの徹底等を行った。

④府省庁あてに送られてくる多数の不審メールに関する情報を基に速やかにファイアウォールへ登録を行うなど、水際対策を間断なく実施した。

これらの取組を行った結果、システム稼働率は99.9%以上となった。

・業務の一層の効率化を図るため、在日米軍従業員管理システム等の次期換装（令和6年度）に向けて、「在日米軍従業員管理システムの再構築推進プロジェクトチーム」を設置

ム」においてRFI実施結果をとりまとめる等、引き続き検討を行った。

			し、外部有識者の助言を踏まえ、RFIを実施する等、次期システムの在り方について引き続き検討を行った。	
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
2-2	調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進すること。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することにより、調達等合理化の取組を推進する。 また、契約の適正性・透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)等に基づき、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の取組の状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が一定金額以上の契約についての公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約状況の点検・見直しの結果等が適切に公表されていたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度契約監視委員会は5月18、21及び24日に持回りで開催され、令和2年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)について審議していただいた結果、一者応札・一者応募については、「今後も一者応札の解消に向けて積極的なPRを行うなど、更なる競争性の確保に取り組むこと。」との意見をいただいた。 併せて令和2年度調達等合理化計画における取組結果及び令和3 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度契約監視委員会は5月18、21及び24日に持回りで開催され、令和2年度における契約について、点検・見直しの対象案件である競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札となった契約(30件)の審議及び令和3年度調達等合理化計画の点検を行っていただいた。 調達等合理化計画の取組事項 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>契約監視委員会を開催し、令和2年度における競争性のない随意契約、一者応札・一者応募及び2年連続一者応札となった契約の計30件について審議し、併せて令和3年度における調達等合理化計画について点検を行った。</p> <p>一者応札・一者応募の解消に向けた取組として、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けての対策を図った。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を昨年度に引き続き継続し、競争性の確保に努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成していることと評価できることからB評定とした。</p>	

		<p>年度における調達等合理化計画について点検を行っていただき、「令和3年度においても引き続き競争性の確保に努めること。」との意見をいただいた。</p> <p>重点的に取り組む分野である、一者応札・一者応募の解消に向けた取組については、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、解消に向けて対策を図った。</p> <p>また、調達等合理化の取組を推進するため、従来から実施していた事務用消耗品、電子複写機用紙等に加え、複合機及び庁舎機器警備を本部で一括調達した。</p> <p>・契約の適正性・透明性を確保するため、予定価格が一定金額以上の契約について、契約の相手方、契約金額、予定価格等の情報をホームページにおいて公表した。</p>	<p>としては、一者応札となった要因等を調査・分析するとともに、あらかじめ調達予定情報をホームページに公表し、一者応札・一者応募の解消に向けて対策を図った。また、調達等合理化の取組を推進するため、少額随意契約による場合でも、調達内容をホームページに掲載するなどして見積合わせを行うオープンカウンター方式を継続し、競争性の確保に努めた。</p> <p>また、契約の適正性・透明性を確保するため、契約状況等をホームページに公表した。</p>	
--	--	---	--	--

4. その他参考情報

—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-1	予算、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
適正な財政管理を行い、第3の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持すること。	別紙1から別紙3までのとおり。適正な財政管理を行い、第2の1(2)を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な内容を維持する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理及び経費全体の効率化及び健全な財務内容の維持状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理を行い、機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な財政管理を行い、機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、経費全体の効率化に努め、健全な財務内容を維持した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構運営関係費の縮減率3%を達成するとともに、物件費について、毎四半期の予算の執行状況を精査し、不適正な経費の執行がないことを確認することにより健全な財務内容の維持に努めた。以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
3-2	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	短期借入金の限度額は3億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	<主な指標> ・短期借入金の使用状況 <評価の視点> ・運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に使用したかどうか	<主要な業務実績> ・令和3年度において、短期借入金は使用しなかった。	<評価と根拠> 評価：— ・短期借入金は使用しなかったため評価せず。	評価	—
					<評価に至った理由> 実績がないため評価せず	

4. その他参考情報	
—	

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-1	人事に関する計画（人員の適正な配置）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	円滑かつ確実な業務処理を行うため、人員の適正な配置に努める。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画による人員の適正な配置が着実に実施されたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 各支部において、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。 	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>人員の適正な配置については、職員1人当たりが管理する駐留軍等労働者数、各支部が管轄する米軍施設の特性及び支部間バランスを考慮し、円滑な業務処理に配慮し、駐留軍等労働者に対するサービスの低下を招くことがないよう、業務内容及び業務量に応じた適正な人員配置となるよう努めた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評価とした。</p>	

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-2	人事に関する計画（研修計画）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	年間の研修に係る計画を作成し、職員養成研修等の着実な実施を図る。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年間の研修計画の作成及び研修の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 研修計画を作成し、研修の着実な実施が図られたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構が作成した研修計画に基づき実施を検討したところ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本部で集合して行う研修は実施を見送ることとし、機構で行う研修を3件、外部機関が実施する研修に78件、それぞれ職員を参加させた。 機構で実施する研修については、職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、初任研修についてはオンライン、語学研修については英会話学校等への通学（マスク着用、換気等の感染対策を実施）、 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、年間の研修計画を作成した。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本部に集合して行う研修は年度内の実施を見送ることとし、その他の研修については、オンラインで実施する等、職員の資質の向上のために適切に取り組んだ。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>職員の資質の向上、円滑な業務運営及び更なるサービスの向上に資することを目的として、機構内部で実施する職員養成研修や外部機関で実施する研修（人事院主催の係長研修や財務省主催の政府関係法人会計事務職員研修等）への参加について年間計画を作成した。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本部に職員が集合して行う研修は見送り、その他の研修についてはオンラインにより行うなど適切に対応しつつ、計81件の研修に職員を参加させた。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

			簿記研修についてはオンラインにより、着実な実施を図った。	
--	--	--	------------------------------	--

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-3	人事に関する計画（職場環境の整備）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
—	職員の心身の健康を確保するためメンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境の整備を図る。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策への取組及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境整備の状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、職場環境の整備が図られたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策として、役職員に対し、eラーニングでメンタルヘルスに係る教育を実施した。また、支部長会議等の機会を捉えて、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むよう幹部職員を指導するとともにテレワークの推進及び勤務時間の更なる多様化を図った。 <p>①メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月から同年11月、労働安全衛生法に基づき、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善を目的に、ストレスチェックを実施した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身の健康を確保するため、eラーニング等を活用して、メンタルヘルス対策の充実に取り組むとともに、幹部職員への指導やテレワークの推進及び勤務時間の更なる多様化により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図った。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>メンタルヘルス対策への取組として、役職員に対して、eラーニングでのメンタルヘルスに係る教育やストレスチェックを実施して、職員のメンタル不調の予防や集団分析による職場環境の改善に努めた。</p> <p>支部長会議等の機会を捉え、幹部職員にワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むよう指導した。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス及び業務効率性の向上を目的に、テレワーク実施要領を整備するとともに、テレワークの実施を推進した。</p> <p>また、本部役職員に対しAED操作講習を行ったことにより、職場における安全環境の向上を図った。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

・令和3年11月、役員に対し、eラーニングで教育資料「15分で分かるセルフケア」を受講させた。

・管理監督者が日頃心がけるポイントを記した資料を社内メールにて発信した。

・メンティー（新規採用者）がメンター（先輩職員）との相談しやすい配慮を行うよう管理監督者に対して周知するとともに、新規採用者が相談しやすい環境を整備した。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

・業務の効率化等による超過勤務の縮減や、多様化を図った始業時間と終業時間の区分の積極的な活用に取り組むよう、幹部職員に支部長会議等の機会を捉え、改めて指導した。

・まとまった年次休暇の取得や定時退庁の促進について、社内メールを活用して周知した。

・令和3年8月、ワーク・ライフ・バランス及び業務効率性の向上を目的に、テレワーク実施要領を整備するとともに、テレワークの実施について推進した。

・令和4年1月、新たに4区分の始業時間と終業時間を追加し、小学校等休校に伴う子の保育と勤務を両立する

			<p>ための手段としても活用を認めるなど、職員の事情に応じて柔軟に対応することとした。</p> <p>③その他の職場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月、役職員等の生命を守るという観点から本部役職員に対しAED操作講習を行ったことにより、職場における安全環境の向上を図った。 ・令和4年1月から同年2月、役職員に対し、eラーニングで教育を実施することで、ハラスメントの防止に取り組んだ。 		
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-1-4	人事に関する計画（女性職員の採用及び登用の積極的な推進）		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評価	
—	女性の職業生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の採用及び登用を積極的に推進する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の採用及び登用の状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性職員の採用及び登用を積極的に推進したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月1日付で、女性職員1名が係長に昇任した。また、機構で計画する研修及び人事院等で実施される研修に女性職員を積極的に参加させた。 2021年度国家公務員試験合格者からの採用については、積極的な採用活動を行った結果、全11名のうち女性5名を内定した。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の職場生活における活躍の推進に関する取組として、女性職員の昇任、研修員の選考、採用活動を積極的に推進した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>採用活動について、対面及びオンラインによる業務説明会を実施し、学生等にエルモの業務内容を説明するとともに、人事院主催官庁合同業務説明会等に参加して、機構における女性職員の活躍の状況を積極的にPRした。</p> <p>女性職員の採用について、全採用者11名のうち、女性5名を採用した。</p> <p>女性職員の登用について、1名の女性職員が係長に昇任した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該計画を達成していると評価できることからB評定とした。</p>	

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-2	積立金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
—	令和2年度繰越積立金は、令和2年度以前に取得し令和3年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	<主な指標> ・繰越積立金の充当状況 <評価の視点> ・令和3年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当したのかどうか	<主要な業務実績> ・令和2年度繰越積立金73百万円は、計画のとおり棚卸資産、前払費用への充当のため73百万円を取り崩した。	<評定と根拠> 評定：B ・計画のとおり棚卸資産、前払費用の費用に充当した。	評定 B <評定に至った理由> 令和2年度の繰越積立金73百万円については、計画のとおり棚卸資産及び前払費用への充当のため、73百万円を取り崩しており、当該計画を達成したと評価できることから、B評定とした。

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-3	給与水準の適正化等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構の役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方を厳しく検証した上で、役員給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>機構の役職員の給与水準について、国家公務員の給与水準も考慮し、役員給与の在り方を検証した上で、役員報酬規則及び職員給与規則の適切な見直しを行い、その適正化に取り組む。また、検証結果及び取組状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員給与の在り方の検証、規則の適切な見直しの実施及び適正化の取組状況 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員給与の在り方の検証結果及び適正化の取組状況の公表状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府決定に基づき、役員給与の在り方について、検証・適正化への取組・公表が適切に行われたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針において、役員が国家公務員である法人については、国家公務員の給与を参酌することとされている。 <p>これを踏まえ、令和3年度における給与水準を検証した結果、役員のうち理事長については、各府省の事務次官の給与に基づく額と比較すると83%の額、理事（常勤）については、各府省の指定職俸給表1号俸の年間報酬と比較すると100%、監事（常勤）については、国家公務員の行政職（一）9級の平均年間報酬と比較すると98%の額となった。</p> <p>職員については、国</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役員給与の在り方を検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、役員が国家公務員の身分を有する行政執行法人であり、役員給与については、国家公務員の給与水準を考慮し、役員給与の在り方について検証した上で、役員報酬については、その職責に相当すると考えられる国家公務員の給与に準拠して決定し、また、職員給与については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）に準拠し、国家公務員の給与水準と同等になるよう努めており、役員給与の適正化に取り組んでいると認められる。</p> <p>また、機構の役員給与については、検証結果及び取組状況を機構のホームページにおいて公表した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標を達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

			<p>家公務員と比較すると国家公務員の給与水準を100とした場合の比較指数が92となった。</p> <p>国家公務員の給与水準を考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を検証した上で、その適正化に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的な方針において、独立行政法人は、役職員の給与水準を毎年度公表することとされていることから、役職員の給与の支給状況、検証結果及び規則の見直し状況について、ホームページで公表した。		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-4	機構の広報活動		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
広報誌の発行	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
<p>機構を社会に定着した組織とし、もって駐留軍等労働者の労務管理等業務の円滑な実施に資するため、機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報活動を推進すること。</p>	<p>機構の業務内容等について広く理解が深まるよう、広報誌のハローワーク及び地方自治体等への配布、ホームページの活用等により、広報活動を推進する。</p>	<p><主な定量的指標> ・ 広報誌の発行（年4回以上）</p> <p><その他の指標> ・ 広報活動の状況</p> <p><評価の視点> ・ 令和3年度予算額に計上した措置（広報誌等）の実施状況が適切に行われたかどうか</p>	<p><主要な業務実績> ・ 広報誌は年4回、各号3,680部、年間14,720部を発行し、全国の各米軍施設に勤務する駐留軍等労働者の活躍や福利厚生事業（心の健康相談、アスベスト（石綿）に係る健康相談窓口の案内）等に関する記事及び各支部における行事予定等を掲載し、駐留軍等労働者に対する情報提供誌としての役割を担っている。更に、機構の事業計画や、駐留軍等労働者の募集に係る取組及び機構職員採用情報を掲載するなど広く業務内容を紹介し対外的なPRに努め</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・ 広報誌を年4回発行した。 また、公共職業安定所（ハローワーク）及び地方公共団体等へ配布し、ホームページ及びTwitterを活用し業務内容を紹介する等、広く理解が深まるよう広報活動を推進した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> 機構の広報活動については、機構の業務内容等について駐留軍等労働者をはじめ、一般の方々の幅広い理解を得ることを目的として、機構の福利厚生事業等に関する記事や各支部における行事予定等、駐留軍等労働者の活躍を紹介する記事や募集に関する取組等を掲載するなどした季刊号である広報誌を年4回（約1万5千部）発行し、公共職業安定所（ハローワーク）や地方公共団体等に配布することにより対外的な広報活動の推進に努めた。 また、ホームページにおいて新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図った。 更に、今年度から新たにTwitter（ツイッター）を活用し、広報及び機構職員採用関係情報を発信することにより、幅広い年代層に機構の活動を周知するべく広報活動を推進した。 以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

た。
・ホームページは、トップページにおいて、情報が容易に検索できるよう「エルモの概要」、「業務実績」、「求人情報」、「情報公開・公文書管理」、「個人情報保護」及び「調達情報」の6つのグローバル・メニューをコンパクトに配置し、更に、福利厚生事業等をピックアップして分かりやすくお知らせするとともに、新着情報を随時更新するなど利用者の利便性の向上を図った。

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-5	保有資産に係る措置		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずること。	機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講ずること。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産の適切な管理及び不要資産に該当するかの検証並びに所要の措置の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、検証結果に基づき所要の措置を講じたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）の「不要財産の判定の視点」の指標を参考に、①事業が廃止又は事業規模が縮減された場合、②法人が直接使用していないもの（法人の業務を委託等している場合を除く）、③その他、本部が首都圏にあること（東京都内）に対して座間支部（神奈川県在）の土地・建物の必要性、稼働率が低く、使用される見込みのな 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき不要資産に該当するかの検証を実施し、労務管理等事務を実施するための拠点として必要であることを確認した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構の保有資産については、適切に管理するとともに、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、三沢、座間、岩国及び佐世保支部の土地及び建物について、利用状況及び保有の必要性を検証し、いずれも不要資産に該当せず、労務管理等事務を実施するための拠点として必要であることを確認した。</p> <p>以上のことを踏まえ、当該目標は達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

い動産に則して、不要資産に該当するか否かを検証した。①事業が廃止又は事業規模が縮減された場合の検証については、令和3年度において事業の廃止又は事業規模の縮減はされていなかった。②法人が直接使用していないもの（法人の業務を委託等している場合を除く）の検証については、法人が直接事業の用に供していた。③本部が首都圏にあること（東京都在）に対して座間支部（神奈川県在）の土地・建物の必要性の検証については、座間支部の管轄区域は、神奈川県座間市、大和市、相模原市及び綾瀬市並びに静岡県と広範囲にわたっており、当該管轄区域内において労務管理等事務を滞りなく実施し、機構の役割を果たすためには当該地区内に支部が必要である。稼働率が低く、使用される見込みのない動産の検証については、いずれの支部においても使用する見込みのない動産はなかった。機構の保有資産については、利用状況及び保有の必要性を検証した結果、三沢、座間、岩国及び佐世保各支部の土地及び建物について、いずれも不要資産に該

		当しないことを確認した。	
--	--	--------------	--

4. その他参考情報
—

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-6	内部統制の推進		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	B
<p>機構の内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努めること。</p> <p>また、リスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを行うこと。</p>	<p>理事長を委員長とする内部統制委員会の下、内部統制のモニタリングによる定期的な評価の実施や役職員の内部統制に対する意識向上を図る等、実効性のある内部統制システムの運用に努める。</p> <p>また、理事長を委員長とするリスク管理委員会の下、リスク評価を定期的実施し、その結果を踏まえ所要の見直しを実施する。</p>	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に係る教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 実効性のある内部統制システムの運用状況 的確なリスク管理 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の推進を図るとともに、内部統制システムの見直しについて検討できたかどうか リスク管理の検討、審議等を行い、リスク発生時の損失の最小化を図れたかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制に対する機構全体の意識向上を図るため、役職員全員を対象に本部及び各支部において内部統制講習を実施した。 令和3年10月26日、理事長を委員長とする内部統制委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、令和2年度における内部統制事項に係る推進状況報告書及び令和2年度内部統制に係る評価報告書について審議し、内部統制が有効に機能しているものとして了承を得て、実効性のある内部統制システムの運用であることを確認した。 内部統制委員会において了承された内部統制 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の推進については、内部統制委員会を開催し、令和2年度における内部統制事項に係る推進状況報告書及び令和2年度内部統制に係る評価報告書について審議し、内部統制が有効に機能しているものとして了承を得て、実効性のある内部統制システムの運用であることを確認した。 また、的確なリスク管理については、リスク管理委員会を開催し、 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>内部統制に係る教育の実施については、内部統制に対する機構全体の意識向上を図るため、役職員全員を対象に内部統制講習を実施した。</p> <p>また、内部統制委員会を開催し、令和2年度における内部統制事項の推進状況及び評価報告書について審議し、了承を得た。</p> <p>同日にリスク管理委員会を開催し、リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得た。</p> <p>内部統制事項の推進状況及び評価報告書については、グループウェアを活用することで、役職員へ周知情報共有を図るなど内部統制の推進に努めた。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

			<p>事項に係る推進状況報告書及び内部統制に係る評価報告書については、グループウェアを活用することで、役職員へ周知し情報共有を図るなど内部統制の推進に努めた。</p> <p>・令和3年10月26日、理事長を委員長とするリスク管理委員会（民間有識者である外部委員を含む。）を開催し、同委員会の下に置かれたリスク管理作業グループにおいて「制度改正等により新たなリスクが発生していないか」、「把握しているリスクの重要性が変動していないか」、「リスクの対応策（コントロール）について見直しの必要はないか」、との観点で検討したリスク分析表の見直し案について審議し、了承を得て所要の見直しを行った。</p> <p>所要の見直しを行ったリスク分析表については、グループウェアを活用することで、役職員へ周知し情報共有を図るなどリスクの発生防止や低減に努めた。</p>	<p>リスク分析表の見直し案について審議し、了承を得て所要の見直しを行った。</p> <p>内部統制及びリスク管理委員会の審議資料については、グループウェアを活用することで、役職員へ周知し情報の共有を図るなど内部統制の推進及びリスクの発生防止や低減に努めた。</p> <p>さらに、内部統制に係る教育の実施について、内部統制に対する機構全体の意識の向上を図るため、役職員を対象に内部統制講習を実施した。</p>	
--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-7	情報セキュリティの対策の推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ベンチマークによる自己診断	平均3.5以上	平均3.5以上		平均3.5	平均3.6	平均3.9	平均3.9	30年度から2年度までの達成目標及び基準値は、平均3.0以上

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、情報セキュリティの強化を図ること。	政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、情報セキュリティに関する内部規程に適宜反映させるとともに、当該規程が遵守されていることを確認するための監督検査や自己点検を実施する。 また、役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、最新の情報セキュリティ動向に応じた教育テキストを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練を実施することにより、組織的対応能力の強化に取り組む。	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ対策ベンチマークver.5.0(令和2年6月11日公開独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断スコア：平均3.5以上 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する内部規程が遵守されていることを確認するための監督検査や自己点検を実施したかどうか <p>また、役職員の意識向上を図ることを念頭に、最新の情報セキュリティ動向に応じた教育テキストを用いた教育、標的型攻撃メールに対応するための訓練を実施し、組織的対応能力の強化に取り</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>①対策基準等については、令和3年度はテレワークの運用開始に伴う対策基準等の所要の改正を実施した。また、政府機関等の情報セキュリティ対策を規定した統一基準群の改正及びIPAによるマネジメント監査による指摘事項を踏まえた対策基準等の所要の改正について検討を行った。</p> <p>②情報セキュリティ監督検査の実施計画を策定し、次のとおり実施した。</p> <p>(ア)三沢支部、横須賀支部及び岩国支部(呉分室を含む。)を対象として、システムを利</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>テレワークの運用開始に伴う対策基準等の所要の改正を実施した。</p> <p>情報セキュリティ監督検査により対策基準等の遵守状況を確認するとともに、IPAが実施するマネジメント監査及びペネトレーションテストを受検した。</p> <p>情報セキュリティに関する教育、標的型攻撃メールに対処す</p>	評定	B
					<p>(評定に至った理由)</p> <p>情報セキュリティ対策ベンチマークver.5.0(令和2年6月11日公開独立行政法人情報処理推進機構作成)による自己診断を実施した結果、スコアは平均3.9となり、目標値の平均3.5以上を上回った。</p> <p>情報セキュリティ監督検査により、対策基準等の遵守状況を確認するとともに、システムのセキュリティ対策及び運用管理について、検査を実施した。</p> <p>また、教育訓練の実施については、情報セキュリティに関する教育、標的型攻撃メールに対処するための訓練の実施により、役職員の意識の向上と情報セキュリティ対策の強化を図った。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

組んだかどうか

用して業務を遂行するに当たり、システム運用、情報の取扱い等に関して、対策基準等を遵守していることを確認するための監督検査を実施した。

(イ) IPAが実施するシステムのセキュリティ対策（ペネトレーションテスト）等に関する監査を受検した。受検結果は問題なしとの評価だった。

③ 情報システムを利用する役職員に対して、対策基準等を遵守させるとともに情報セキュリティ対策の重要性等についての必要な知識を習得させるため、令和3年度情報セキュリティ教育訓練の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、次の取組を行った。

(ア) 情報セキュリティ教育

役職員に対して、映像コンテンツ及び教育テキストを用いた教育を実施するとともに、これらの教育の理解度等を確認するため、情報セキュリティに関するミニテストを実施した。

教育テキストに関しては、令和3年8月より運用を開始したテレワークに関する事項に重点を置き、分かりやすく解説する形で教育を

実施等により、役職員の意識の向上と情報セキュリティ対策の強化を図った。ベンチマークによる自己診断を実施した結果、スコアは平均3.9となり、目標値の平均3.5以上を上回った。

実施した。また、情報セキュリティに対する意識向上を図るため、日々の端末起動時に、ミニテストの設問の関連規定に係るもの及び時宜に即した注意喚起を内容とするポップアップ表示を継続して行った。

さらに、対策基準等の遵守状況について、役職員が自らチェックする自己点検を実施した結果、情報セキュリティに対して、高い意識を持って業務に取り組んでいることを確認することができた。

(イ) 情報セキュリティ訓練

実施計画に基づき、組織内において標的型攻撃メールに対処するための訓練を実施した。

この訓練では、情報を盗み出すようなウイルスを感染させるよう誘導する「なりすましメール」の形態による標的型攻撃メールが送付されたという想定により、受信者が対策基準等に基づいた対処を適切かつ迅速にできるかを主眼として実施した。

訓練を実施したところ、対処率70.0%（対象者60名中42名）であったことから、未対処者については、2回訓練を実施し、対

			<p>処能力を確認することができた。</p> <p>本訓練では、各個人端末に実際にメールを送信し、体験実施させたことにより、役職員それぞれに情報セキュリティの必要性をより現実的なものと捉えさせ、訓練の必要性の理解及び対処意識の向上を図ることができた。</p> <p>④ベンチマークによる自己診断を実施した結果、スコアは平均3.9となり、目標値の平均3.5以上を上回った。</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>—</p>

年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 事務及び事業に関する基本情報			
4-8	情報公開・個人情報の保護		
当該項目の重要度、困難度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	評定	
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施すること。	「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知及び教育を実施する。	<p><主な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する周知及び教育の実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開への適切な対応 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する周知及び教育の実施に、個人情報の取扱いに対する意識の深化を図ることを目的に、教育を実施したかどうか 	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する個人情報の適切な管理に資するために「令和3年度個人情報保護教育研修計画」（個人情報保護・情報セキュリティ委員会決定）を定め、初任研修において教育を実施するとともに、個人情報の保護担当者等に対し、保有個人情報の安全管理及び令和4年4月1日に施行された個人情報保護法の改正内容等についてWebによる教育を実施した。 一層の個人情報保護の理解に資するため、防衛省大臣官房文書課が実施した地方防衛局の巡回教育を、支部職員に聴講させた。 役職員の使用するパ 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の重要性、職責に応じた役割や責任など個人情報の取扱いについて理解を深めるとともに意識の高揚を図るため、初任研修において教育を実施するとともに、個人情報の保護担当者等に対し、保有個人情報の安全管理及び令和4年4月1日に施行された個人情報保護法の改正内容等についてWebによる教育を実施した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>個人情報の保護に関する周知及び教育の実施については、初任研修において教育を実施するとともに、個人情報の保護担当者等に対し、保有個人情報の安全管理及び令和4年4月1日に施行された個人情報保護法の改正内容等についてWebによる教育を実施した。</p> <p>情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所（本部及び各支部）の窓口を設置している。</p> <p>以上のことから、当該目標を達成したと評価できることからB評定とした。</p>	

				<p>ソコン起動時にポップアップ画面を表示するなど、個人情報保護に係る周知を行った。</p> <p>・「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報公開に関する規則（平成14年駐労規第41号）」を定め、保有する法人文書の開示を行っている。令和3年度の開示請求の実績はなかった。</p>	<p>・情報公開請求への適切な対応については、情報公開制度の趣旨を踏まえ、開示請求をしようとする方の利便性に配慮し、全国に9か所（本部及び各支部）の窓口を設置している。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—